

琴平町下水道事業経営戦略(素案)

団 体 名 : 琴平町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度 (33年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用
処理区域内人口密度	2,605.48人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区		
処理場数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町は中讃流域下水道(金倉川処理区)に属する流域関連公共下水道として下水道事業を行っており、金倉川浄化センターにおいて近隣の1市2町とともに汚水処理を行っています。 また、平成30年度の下水道事業計画の変更において、社会情勢の変化による人口、産業および水需要の変化を反映して事業計画区域の削減を行い、現在、公共下水道事業の整備は完了しています。 令和2年6月1日に設立された香川県と県内市町及び一部事務組合で構成される香川県汚水処理事業効率化協議会において、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」が令和5年3月に策定されました。本町も策定された計画に沿って、協議・調整を行いながら、広域化・共同化の具体的な取り組みを進めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、基本料金と従量料金の合計額に消費税を加えた額です。 また、日常生活における必要最低限な汚水量を考慮し、これに係る使用料を低廉なものとするため基本使用料に基本汚水量を設けその範囲内は定額制を採用しています。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用水量の多寡に応じた従量料金を採用しているため、一般家庭用使用料体系と同様の使用料体系です。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般公衆浴場、その他の公衆浴場汚水については1m ³ につき70円と定めています。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,860 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載
	令和5年度	2,860 円	令和4年度
	令和6年度	2,860 円	令和5年度
			令和6年度
			3,817 円
			3,881 円
			3,850 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	下水道事業は地域整備課が所管しています。 課内には建設担当と下水道担当があり、連携を図りながら効率的な運営を実施しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では管渠施設におけるマンホールポンプ場を7か所保有しており、月1回の点検と年1回のポンプ引き上げによる清掃および緊急時の対応業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	処理場を保有していないため該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等を保有していないため該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

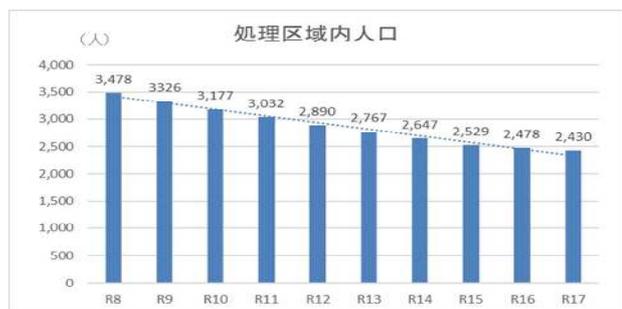
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「経営比較分析表(令和6年度決算)」を参照

2. 将来の事業環境

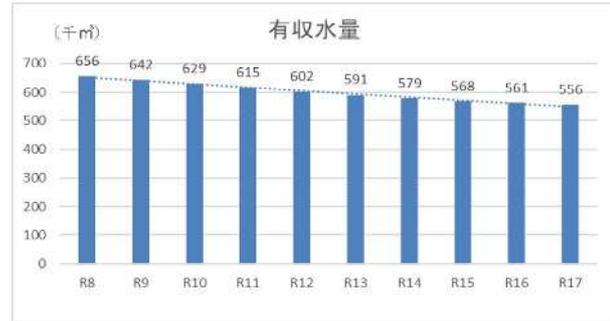
(1) 処理区域内人口の予測

人口推計は、令和5年12月に公表された国立人口社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という)の将来推計値人口を参考に推計しました。
区域内人口、水洗化人口については、上記人口推計と実績値を基に推計しました。



(2) 有収水量の予測

本町の有収水量は、過去の実績と人口減少等を考慮して、観光排水と家庭污水に分けて推計しました。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量に使用料単価を乗じて推計しました。過去実績により使用料の60%が観光排水、40%が家庭污水であるため、使用料単価についてはそれぞれ分けて算出し、有収水量に乘じました。



(4) 施設の見通し

マンホールポンプ場の改築・更新事業を予定しております。

(5) 組織の見通し

現在、最低限の人員配置で運営を行っており、今後も継続していきます。

3. 経営の基本方針

本町の下水道事業は、面整備事業は完了しており、今後は耐震化や維持管理業務に移行していくこととなります。そのような中で効率的な事業運営が必要であると考えています。

下水道事業の目的である「公衆衛生の向上」「生活環境の改善」「公共用水域の水質保全」を達成するため、次の事業を推進することで、清潔で快適な生活環境と事業の継続性を確保していきます。

ア 老朽化対策に関する事業

耐用年数を基にマンホールポンプ場の機械・電気設備の更新を行います。

イ 地震対策に関する事業

上下水道耐震化計画に基づき耐震化を進めます。

ウ 下水道事業の経営管理に関する事業

安定的な使用料収入の確保のため、財務内容の分析等を行い、概ね5年に一度の頻度で、使用料改定の必要性に関する検証を実施します。

経常収支比率については、中長期的に100%以上(黒字)を維持することを目標とします。

経費回収率については、計画期間内での100%達成を目指します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	管渠施設については、効率的かつ効果的な維持管理を行います。
-----	-------------------------------

本町の建設改良費は流域下水道建設負担金が大い割合を占めるため、県の経営戦略の建設改良費に本町の負担割合を乗じた額を流域下水道建設負担金としました。
マンホールポンプ場の機械・電気設備については、令和11年度から令和14年度までに総額800万円を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経常収支比率については、中長期的に100%以上(黒字)を維持することを目標とします。 経費回収率については、計画期間内での100%達成を目指します。
-----	---

令和6年度以降、概ね5年に一度の頻度で、使用料の改定の必要性に関する検証を実施します。
収入確保のため香川県広域水道事業団と連携して、使用料を確実に徴収し、国庫補助金の活用や基準内繰入を行うことで財源確保に努めます。
起債は、流域下水道債と資本費平準化債(令和13年度まで)の借入を予定しています。流域下水道債については、流域下水道建設負担金分を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費については、異動による増減も考慮して令和8年度ベースとします。
投資以外の経費(動力費、修繕費等は令和8年度から、委託料は令和9年度から)については、2%の物価上昇率を乗じました。
下水道整備事業は完了しているため、計画期間内の元金償還金は、減少していく見込みです。
令和7年度以降の企業債については、直近の実績に基づき予定利率を決定し、算定しています。
企業債の利率を抑えるため、従来分けて借り入れていた資本費平準化債をまとめて借り入れていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	香川県汚水処理事業広域化・共同化計画について県および県下の市町等と協議・調整を行いながら、広域化・共同化の具体的な取り組みを検討します。
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業規模が小さいことから民間活力を活用することは難しいと考えますが、先進事例等を研究し、導入の在り方について検討します。
その他の取組	該当なし

経営比較分析表（令和6年度決算）

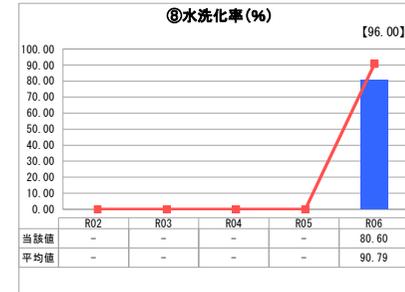
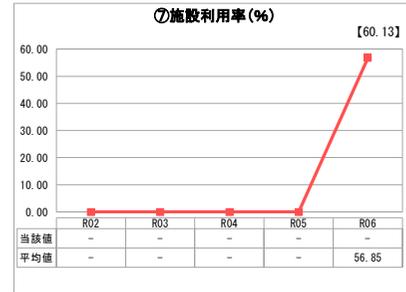
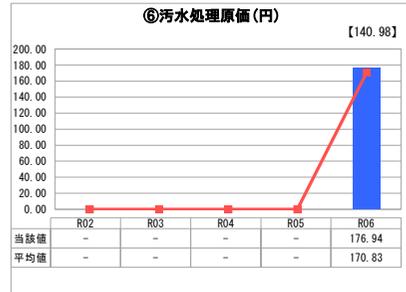
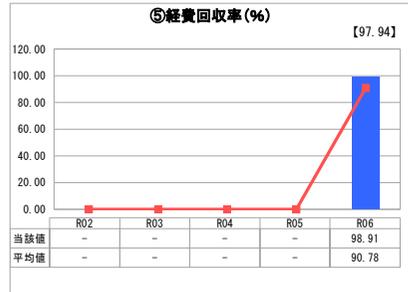
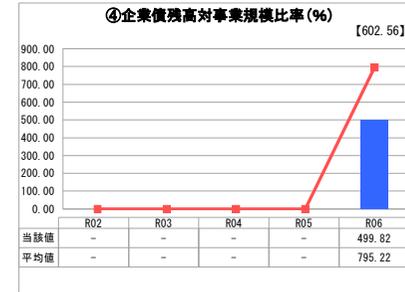
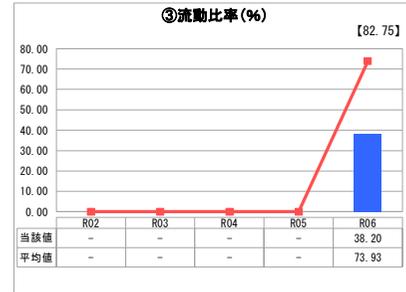
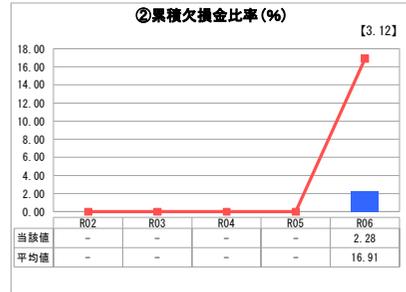
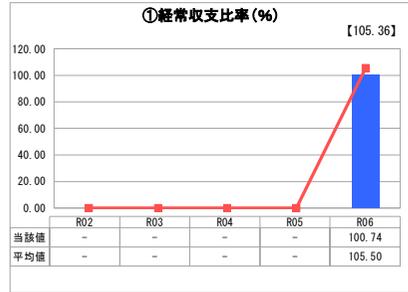
香川県 琴平町

業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	57.29	46.99	100.70	2,860

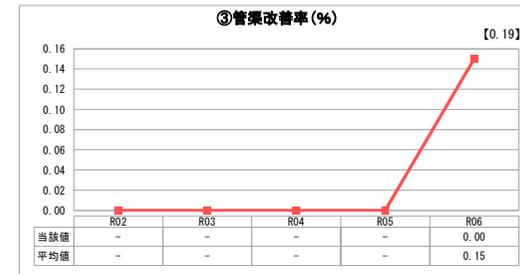
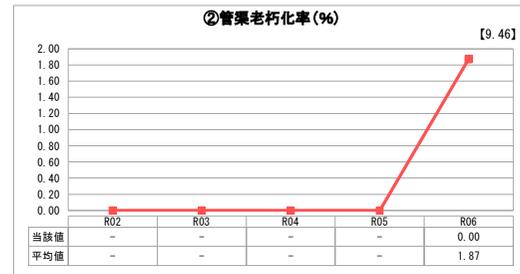
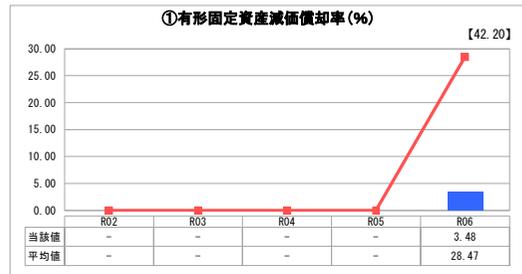
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,140	8.47	961.04
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,804	1.46	2,605.48

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率・⑤ 経費回収率
 経常収支比率は、一般会計からの繰入金により100%を上回っている。
 経費回収率は、使用料収入で汚水処理費が賄えていないため、100%を下回っているが、類似団体よりも高い水準である。

② 累積欠損金比率
 公営企業会計に移行した初年度であったため、特別損失として前年度事業費分が計上された。今後は欠損金が解消される予定である。

④ 企業債残高対事業規模比率
 起債償還額及び支払利息については、管渠の整備が完了しているため、年々減少していく予定である。

⑥ 汚水処理原価
 令和7年度から電気料金、燃料単価等の高騰により流域下水道維持管理負担金単価が増額されるため、今後は原価が上がっていくと思われる。

⑧ 水洗化率
 水洗化率の向上については、未接続の理由として経済的困難、高齢化、家屋の老朽化などが考えられる。こうした状況においても、引き続き広報やホームページ等で周知を行う。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率・② 管渠老朽化率
 下水道管渠の整備については昭和62年から順次整備を行い完了している。令和6年度においては最長で38年経過している。管渠の耐用年数は50年となっているため、現時点では、改築・更新作業は行わず、点検及び調査を行う予定である。
 マンホールポンプ場については、定期的な点検を行い、耐用年数を基に機械・電気設備の更新を行っていく。

全体総括

今後は、流域下水道維持管理負担金の増加や維持管理業務に係る費用が必要となるが、高齢化や人口減少により大幅な使用料収入の増加は見込めないため、適正な使用料への見直しを検討していく必要がある。
 また、令和6年度から地方公営企業会計を適用していることから、経年の決算状況も考慮しながら「経営状況の見える化」に留意し、持続可能な下水道事業運営に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)											
資本的収入	1. 企業債	29,700	66,400	83,600	52,300	59,600	55,200	45,300	41,500	27,000	53,700	43,200	38,600	45,200	
	うち資本費平準化債	14,000	48,800	39,800	33,400	25,100	23,200	17,800	11,300	8,000					
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金	23,499	32,578	16,988	29,157	28,836	28,103	26,248	24,050	23,112	20,852	20,750	18,993	16,727	
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金														
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	475													
	9. その他														
	計 (A)	53,674	98,978	100,588	81,457	88,436	83,303	71,548	65,550	50,112	74,552	63,950	57,593	61,927	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	53,674	98,978	100,588	81,457	88,436	83,303	71,548	65,550	50,112	74,552	63,950	57,593	61,927	
	資本的支出	1. 建設改良費	17,397	19,557	45,792	18,943	34,579	32,059	29,589	32,267	21,064	55,760	43,215	38,680	45,218
		うち職員給与費													
2. 企業債償還金		108,151	124,909	114,721	108,840	100,202	97,779	91,620	84,315	80,441	72,319	70,178	63,757	56,071	
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金		23,136													
5. その他															
計 (D)	148,684	144,466	160,513	127,783	134,781	129,838	121,209	116,582	101,505	128,079	113,393	102,437	101,289		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	95,010	45,488	59,925	46,326	46,345	46,535	49,661	51,032	51,393	53,527	49,443	44,844	39,362		
補填財源	1. 損益勘定留保資金		16,827	56,247	45,548	44,066	44,464	47,758	48,820	50,171	49,084	46,136	41,898	35,753	
	2. 利益剰余金処分量														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他		28,661	3,678	778	2,279	2,071	1,903	2,212	1,222	4,443	3,307	2,946	3,609	
計 (F)		45,488	59,925	46,326	46,345	46,535	49,661	51,032	51,393	53,527	49,443	44,844	39,362		
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	1,197,316	1,138,807	1,107,686	1,051,146	1,010,544	967,965	921,645	878,830	825,389	806,770	779,792	754,635	743,764		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分		80,525	30,459	36,422	41,607	39,750	35,533	42,648	43,867	44,571	45,692	46,828	45,951	44,711
	うち基準内繰入金	70,545	25,012	26,741	41,607	39,750	35,533	42,648	43,867	44,571	45,692	46,828	45,951	44,711
	うち基準外繰入金	9,980	5,447	9,681										
資本的収支分		23,499	32,578	16,988	29,157	28,836	28,103	26,248	24,050	23,112	20,852	20,750	18,993	16,727
	うち基準内繰入金	4,499	5,743	6,314	6,484	6,025	6,118	5,744	5,712	5,093	4,569	2,936	2,540	2,503
	うち基準外繰入金	19,000	26,835	10,674	22,673	22,811	21,985	20,504	18,338	18,019	16,283	17,814	16,453	14,224
合 計		104,024	63,037	53,410	70,764	68,586	63,636	68,896	67,917	67,683	66,544	67,578	64,944	61,438